

社会福祉法人ルストホフ志木 役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人ルストホフ志木(以下「法人」という。)定款第九条及び第二十三条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする。)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第 2 条 役員等には、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤、非常勤の勤務形態にかかわらず、別表第 1 に定める額を支給する。ただし、当法人の職員を兼ね職員給与を支給されている者には役員等の報酬は支給しない。
- (2) 役員等が職務のため出張をしたときは法人給与等支給規則第 18 条の規定に基づき旅費(交通費、宿泊料)を支給する。

第 3 条 役員等には前条に定めるものの他は支給しない。

(端数の処理)

第 4 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには 1 円に切り上げ端数処理を行う。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 役員等に対する報酬等の支給は、当該会議に出席又は出勤、出張した都度、現金にて支給する。

(公表)

第 6 条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 8 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

別表第 1(役員等の報酬)

評議員

支給要件	金額
評議員会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務為の出勤、出張	10,000 円

理事

支給要件	金額
理事会等への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務為の出勤、出張	10,000 円

監事

支給要件	金額
監事監査等への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務為の出勤、出張	10,000 円

* 金額は、税抜き後の支給額とする。